

**【巻末資料】**

## **保健事業の実施状況**

## 平成 30 年度保健事業の実施状況

第 2 期データヘルス計画に基づき、平成 30 年度に実施した主な保健事業の概要は、以下のとおりです。

No	事業名	事業の目的・概要
1	健康診査事業	目的：生活習慣病及びその他疾病等の早期発見 概要：全被保険者を対象とした市町村委託による健康診査実施
2	歯科口腔健康診査事業	目的：歯科口腔機能をチェックするとともに栄養状態を把握 概要：年度ごとに対象者の年齢範囲を協議し、広域直営により歯科口腔健診を実施
3	健康診査受診勧奨事業	目的：受診が必要と思われる被保険者の受診行動促進 概要：健診未受診及び健診後の医療未受診者に対し、市町村と連携した郵送での受診勧奨
4	長寿・健康増進事業	目的：被保険者の健康維持・増進及びQOLの向上 概要：人間ドック・脳ドックに対する市町村補助による支援
5	重複頻回受診者、重複投薬者等への訪問指導事業	目的：適正な受診行動を指導することによる医療費適正化 概要：民間業者及び市町村委託による訪問保健指導
6	高齢者の低栄養防止・重症化予防等事業（1）	目的：歯科口腔健診等の情報による低栄養防止 概要：歯科口腔健診を通じて低栄養状態が疑われる被保険者に対し関係機関が協力して介入（保健指導等）を行う
7	後発医薬品差額通知事業（後発医薬品の利用促進）	目的：後発医薬品の利用促進のための普及・啓発 概要：ジェネリック医薬品への切替効果の高い被保険者に対し差額通知を行い利用促進を図る

## 1 健康診査事業

目的	生活習慣病及びその他疾病等の早期発見																									
対象者	<p>広域連合の全被保険者 ただし、長期入院者・施設入所者（※注1）・住所地特例者は除く。また、生活習慣病治療中（※注2）の者については、下記により判定する。</p> <p>※注1. 施設入所者のうち、国が示す除外対象施設（高確法第55条第1項第2号から第5号に規定）にあつて、そのうち各施設の人員基準に「医師」の配置が記されていない施設については、入所者の健診機会の公平性及び健康の保持のため、健診受診の機会が設けられている。</p> <p>※注2. 国において「糖尿病等の生活習慣病治療中の者について、かかりつけ医等の医療機関を受診している者については、必ずしも健診を実施する必要はないと考えられる」とされているが、個々の治療状況を考慮し、受診の可否を判定する。 （平成19年8月2日厚生労働省老健局「各種健診等の連携についての考え方に関するQ&amp;A」参照）</p>																									
実施方法及び実施体制	<p>市町村との業務委託により、集団及び個別による後期高齢者の健康診査を実施する。 また、医師が個別に必要と判断した場合等においては、追加項目を実施する。</p> <p>基本項目： 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、脂質検査、血糖検査 追加項目： 貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査</p>																									
実施期間	委託先市町村が設定した期間																									
実施場所	委託先市町村が設定した場所																									
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施市町村との委託契約の締結 4月</li> <li>・リーフレットの送付 4月</li> <li>・事業実施 5月～3月</li> <li>・受診対象外施設・長期入院者リストの送付 4月～6月</li> <li>・実施市町村による実績報告の提出（事業終了後随時）</li> </ul>																									
実施状況	<p>県内全市町村（19市町村）で実施</p> <p>・県内健康診査受診率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">受診対象者数(人)</th> <th style="width: 33%;">受診者数(人)</th> <th style="width: 33%;">受診率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>115,492</td> <td>27,952</td> <td>24.2</td> </tr> </tbody> </table>			受診対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	115,492	27,952	24.2																	
受診対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)																								
115,492	27,952	24.2																								
評価・考察	<p>全市町村において健康診査を実施することはできたが、受診率は24.2%と、目標の28%には届かなかった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">評価区分</th> <th style="width: 40%;">評価指標</th> <th style="width: 15%;">目標</th> <th style="width: 20%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ストラクチャー</td> <td>市町村との連携体制の構築</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業予算の確保</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プロセス</td> <td>データの抽出実施</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトプット</td> <td>実施市町村数</td> <td>全市町村での実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトカム</td> <td>全体の受診率</td> <td>28%以上</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>			評価区分	評価指標	目標	評価	ストラクチャー	市町村との連携体制の構築	実施	○	事業予算の確保	実施	○	プロセス	データの抽出実施	実施	○	アウトプット	実施市町村数	全市町村での実施	○	アウトカム	全体の受診率	28%以上	×
評価区分	評価指標	目標	評価																							
ストラクチャー	市町村との連携体制の構築	実施	○																							
	事業予算の確保	実施	○																							
プロセス	データの抽出実施	実施	○																							
アウトプット	実施市町村数	全市町村での実施	○																							
アウトカム	全体の受診率	28%以上	×																							
今後の課題	<p>受診率の向上</p> <p>生活習慣病治療中の者の基準の明確化による受診対象外者の統一化、リーフレットの積極的活用による広報の強化等を検討する必要がある。</p>																									

## 2 歯科口腔健康診査事業

目的	歯科口腔機能をチェックするとともに栄養状態を把握													
対象者	①一般健診	○実施年度に 76 歳～85 歳に到達する被保険者 ただし、長期入院者・施設入所者・住所地特例者を除く												
	②訪問健診	上記①のうち、要介護度 3 以上の医療・介護で同等のサービスを受けていない在宅の被保険者												
実施方法及び実施体制	<p>広域連合が島根県歯科医師会及びその他の歯科医院と委託契約を締結し、市町村と連携しながら対象者を抽出して実施する。</p> <p>①健診後に低栄養状態にある受診者の情報を該当市町村に提供し、フレイル対策に活用する。</p> <p>②事業の取組について島根県介護支援専門員協会に理解を得て、健診後に該当の介護支援事業所に情報提供し、事後措置の確認を行う。</p>													
実施期間	6 月～12 月の中で市町村が設定した期間													
実施場所	協力が得られ委託契約を交わした県内医療機関													
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施医療機関への説明（県歯科医師会研修会内にて行う） 5 月</li> <li>・ポスター配布による周知 5 月</li> <li>・受診券の作成・発送（各市町村の実施機関に併せて随時） 5 月～8 月</li> <li>・事業実施 6 月～12 月</li> <li>・市町村及び関係機関への情報提供 7 月～3 月</li> </ul>													
実施状況	<p>①②ともに全市町村で実施</p> <p>①一般健診 ※訪問健診受診者含む</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">対象者数(人)</th> <th style="width: 33%;">受診者数(人)</th> <th style="width: 33%;">受診率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72,091</td> <td>8,163</td> <td>11.32</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象者 72,091 人に対し受診券を送付して通知</p> <p>②訪問健診（再掲）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">対象者数(人)</th> <th style="width: 33%;">受診者数(人)</th> <th style="width: 33%;">受診率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,356</td> <td>24</td> <td>1.77</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者数が不明な市町村は実際の実施人数を対象者として計上</p> <p>訪問健診事後措置</p> <p>事業目標：訪問健診受診者数 30 人、事後措置へ反映された割合 80%以上</p> <p>事業結果：訪問健診受診者数 24 人のうち</p> <p style="padding-left: 20px;">事後措置が必要とされた者：18 人</p> <p style="padding-left: 20px;">健診結果が事後措置へ反映された者：12 人</p> <p style="padding-left: 20px;">健診結果が事後措置へ反映された割合：66.7%</p> <p>ケアマネジャーからの事後措置確認票返信率：77.8% (14/18 件 その後、電話等による確認 4 件)</p>		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	72,091	8,163	11.32	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	1,356	24	1.77
対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)												
72,091	8,163	11.32												
対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)												
1,356	24	1.77												
評価・考察	<p>通常健診及び訪問健診ともに全市町村で実施することができたが、全体の受診率は 11.32%と目標の 18%に届かなかった。</p> <p>歯がない（義歯）又は、通院しているため、健診は不要との認識が被保険者にあり、歯科口腔健診は口腔機能状況や栄養状態の確認の側面もあるということについての周知が足りなかった可能性がある。</p> <p>健診結果が事後措置へ反映された割合は 66.7%で目標の 80%には届かなかった。こちらも事業実施の必要性についての周知不足が考えられる。</p> <p>ケアマネジャーからの事後措置確認票返信率は 77.8%だったが、後日電話調査を行い、口頭で確認。全県の事後措置状況の把握を行った。</p>													

	評価区分	評価指標	目標	評価
	ストラクチャー	歯科医師会及び医療機関との連携、協力体制の構築	実施	○
		必要な人員・事業予算の確保	実施	○
	プロセス	データの抽出	実施	○
	アウトプット	実施市町村数	全 19 市町村での実施	○
		受診券送付数及び対象者への通知率	送付数：実数 通知率：100%	○
	アウトカム	全体の受診率	受診率：18%以上	×
		訪問健診結果で事後措置が必要とされた被保険者のうち、健診結果が事後措置へ反映された割合	事後措置反映率： 80%以上	×
今後の課題	<p>受診率の向上のための周知方法の検討</p> <p>引続き実施機関以外の医療機関や薬局へのポスター配布による周知、かかりつけ歯科医院などでの積極的な案内の依頼等を検討する必要がある。</p>			

### 3 健康診査受診勧奨事業

目的	受診が必要と思われる被保険者の受診行動促進			
対象者	① 健診後医療機関未受診	後期健康診査の結果で医療機関への受診が必要と判定されたが、抽出時点で健診以降一度も医療機関に受診していない被保険者		
	② 健診未受診	76歳から80歳までの健診未受診者で、医療機関への受診が無い被保険者、及び医療機関への受診が年間で比較的少ない被保険者		
実施方法及び体制	<p>① 市町村の対応方法に基づいて、広域連合から受診勧奨文を送付、或いは市町村で訪問・電話等により医療機関への受診を促し、可能な場合は必要な保健指導を行う。</p> <p>② 対象者を特定した翌年度、市町村の対応方法に基づき、広域連合から市町村の健診開始前に受診勧奨文を送付、又は市町村で文書送付・訪問・電話により受診勧奨や保健指導を行う。</p>			
実施期間	<p>① 10月</p> <p>② 5月、8月（事業実施市町村が設定した期間）</p>			
実施場所	—			
事業計画	<p>① 平成29年度後期健診の結果、医科未受診者へ受診勧奨文の送付を行う 10月実施</p> <p>② 市町村の希望する月に、健診受診勧奨文の送付を行う 5月・8月実施</p>			
実施状況	① 11市町25人に対して広域連合から医療機関受診勧奨文の発送、1町1人に対して町で独自対応（平成30年10月23日発送）			
	受診勧奨者数(人)	医科受診者数(人)	医科受診率(%)	
	26	14	53.8	
実施状況	② 19市町村1,128人に対し、17市町村の1,104人には広域連合から受診勧奨文の発送を行い、2町の24人に対しては町で独自対応（平成30年5月・8月発送）			
	受診勧奨者数(人)	健診受診者数(人)	健診受診率(%)	
	1,094	90	8.2	
	※確認時点での資格喪失者を除いた人数			
評価・考察	① 医療機関を受診した被保険者は14人(53.8%)で目標の60%に届かなかった。しかし、継続して次年度の健診を受けた被保険者が18人(69.2%)おり、合わせると受診勧奨対象者中22人(84.6%)の健康実態の把握ができた。引き続き必要な者に対して受診勧奨を行っていく。			
	② 健診受診者は8.2%で目標の10%には届かなかった。健診未受診者の内訳をみると541人(49.5%)が医科受診をしている(うち生活習慣病による受診は177人(16.2%))。しかし、健康状態不明者が463人(42.3%)おり、引き続き受診勧奨を継続する。			
	評価区分	評価指標	目標	評価
ストラクチャー		保健指導情報連携システムの稼働時期の安定化	実施	○
		市町村との連携体制の構築	実施	○
		必要な人員・事業予算の確保	実施	○
プロセス		対象者抽出	実施	○
		勧奨後の追跡調査の実施	実施	○
		パンフレットの検討	実施	○
アウトプット	受診勧奨者数	実数 対象者への勧奨率：100%	○	

	アウトカム	① 医療機関未受診者勧奨 医療機関受診率	受診率：60%以上	×
		② 健診未受診者勧奨 健診受診率	受診率：10%以上	×
今後の課題	<p>連続未受診者への対応</p> <p>連続して受診勧奨を行っている対象者に対して、市町村と連携を図る等の対策を検討していく必要がある。</p>			

#### 4 長寿・健康増進事業

目的	被保険者の健康維持・増進及びQOLの向上																													
対象者	人間ドック・脳ドックを実施している市町村の被保険者																													
実施方法及び体制	島根県後期高齢者医療保健事業補助金交付要綱の長寿・健康増進事業に基づき、人間ドック・脳ドック事業を実施する市町村に対し支援を行う。																													
実施期間	事業実施市町村が設定した期間																													
実施場所	事業実施市町村が設定した場所																													
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施市町村において事業計画書の提出 6月</li> <li>・事業の実施 実施市町村により異なる</li> <li>・実施市町村において事業実績報告書の提出 3月</li> </ul>																													
実施状況	県内6市町において実施（松江市、浜田市、大田市、江津市、奥出雲町、吉賀町）																													
	市町村名	人間ドック（人）	脳ドック（人）	合計	受診結果の活用																									
	松江市	231	82	313	/																									
	浜田市	0	97	97																										
	大田市	56	23	79																										
	江津市	0	149	149																										
	奥出雲町	38	2	40																										
	吉賀町	10	1	11																										
		335	354	689		2																								
評価・考察	<p>受診結果の活用については、6市町のうち2市が電子データ化することで、健康診査受診勧奨事業等へ活用することができたが、目標達成には至らなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ストラクチャー</td> <td>市町村への情報提供</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>必要な事業予算の確保</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プロセス</td> <td>実施市町村の意向及び実施内容調査</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>補助金による実施の支援</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトプット</td> <td>実施市町村数</td> <td>実数</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトカム</td> <td>補助を行っている後期高齢者ドック事業実施市町村のうち、ドック受診結果が他の保健事業等（広域連合主体事業を含む）に活用されている市町村の割合</td> <td>活用市町村割合：100%</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				評価区分	評価指標	目標	評価	ストラクチャー	市町村への情報提供	実施	○	必要な事業予算の確保	実施	○	プロセス	実施市町村の意向及び実施内容調査	実施	○	補助金による実施の支援	実施	○	アウトプット	実施市町村数	実数	○	アウトカム	補助を行っている後期高齢者ドック事業実施市町村のうち、ドック受診結果が他の保健事業等（広域連合主体事業を含む）に活用されている市町村の割合	活用市町村割合：100%	×
評価区分	評価指標	目標	評価																											
ストラクチャー	市町村への情報提供	実施	○																											
	必要な事業予算の確保	実施	○																											
プロセス	実施市町村の意向及び実施内容調査	実施	○																											
	補助金による実施の支援	実施	○																											
アウトプット	実施市町村数	実数	○																											
アウトカム	補助を行っている後期高齢者ドック事業実施市町村のうち、ドック受診結果が他の保健事業等（広域連合主体事業を含む）に活用されている市町村の割合	活用市町村割合：100%	×																											
今後の課題	<p>受診結果の活用の検討</p> <p>人間ドック・脳ドックの受診結果を十分に活用できていない状況にあるため、今後、保健事業等において受診結果を活用する方法を検討していく必要がある。</p>																													



## 5 重複頻回受診者、重複投薬者等への訪問指導事業

目的	適正な受診行動を指導することによる医療費適正化
対象者	一定期間（6カ月間）のレセプト情報から下記の条件に該当する被保険者 ○重複受診 1ヶ月に同一疾病での医療機関受診が3ヶ所以上 ○頻回受診 1ヶ月に同一医療機関での受診が15回以上 ○重複投薬 同系医薬品の投与日数合計が60日を超えるもの ※ただし、重複投薬基準のみの該当者、施設入所、住所地特例者、送付先設定者を除く
実施方法及び体制	業務委託により実施 対象者に対し案内文書送付後、電話の後訪問・チラシ個別配布等による健康相談を行う
実施期間	6月～3月
実施場所	松江市、出雲市、安来市、雲南市
事業計画	・業務委託により一定期間（6カ月間）のレセプトから対象者を抽出 6月 ・委託先の訪問指導が可能な地域（4市）在住の対象者への「訪問健康相談」として案内文書送付 10月 ・案内後、事前連絡で訪問の同意があった対象者を訪問し、医療等受診の状況・服薬の概要・食事・生活習慣・生活環境等について聞き取りを行い、各々の状況に応じたパンフレットの配布とアドバイスを行う等の訪問保健指導 12月～2月 ・業務委託（事務代行）により、行動変容率、効果額の検証 3月～4月
実施状況	30年度は訪問指導を行う人員の不足により、モデル的に対象者の条件を上記からさらに絞って抽出を行った。（重複受診：1ヶ月に同一疾病での医療機関受診が4ヶ所以上） また、訪問対象エリアを松江市・出雲市・安来市・雲南市の4市とした。 上記対象者から、指導受診の意思のある30人に対し訪問指導を行い、うち12月に訪問指導を行った14人の頻回受診者について訪問翌月のレセプトから効果分析を行ったところ、14人中14人すべてに指導後の受診行動の減少という変化が確認され、一人ひとり当たりの医療費削減額が11,590円、年間効果額は1,947,120円という試算結果となった。  対象者抽出実績 抽出実人数：808人 ※レセプト抽出期間：平成29年12月～平成30年5月診療分  訪問人数：30人（すべて頻回受診該当者） 内訳：松江市：13人 出雲市：10人 安来市：6人 雲南市：1人  分析対象者：14人（12月訪問指導者） 行動変容率：100%  効果額： 1か月当たりの効果額：162,265円…① 行動変容人数：14人…② 一人ひとりあたりの医療費削減率：①÷②＝11,590円…③ 多受診を適正化した患者の年間削減効果額：②×③×12か月＝1,947,120円

	<p>【効果の算定方法】</p> <p>○指導後の行動変容率</p> <p>訪問指導を行った人のうち訪問指導月の翌月のレセプトから、受診回数の減少等の行動変容があったかを確認。</p> <p>○医療費の削減効果額</p> <p>訪問指導対象者選定時のレセプト（平成29年12月～平成30年5月診療分）の平均医療費と訪問指導の翌月のレセプト（平成31年1月診療分）の医療費を比較し、1か月当たりの効果額、1人ひと月当たりの医療費削減額を抽出し、行動変容人数を乗じて多受診を適正化した患者の年間削減効果額を算出。</p>																																			
<p>評価・考察</p>	<p>実際に訪問した対象者の事後状況を確認すると、100%の行動変容がみられること、それに伴い医療費の削減が一部認められたことから、訪問指導は一定の効果があると思われる。</p> <p>一方で、今回は民間業者委託により訪問指導を行ったが、県西部で事業実施できる業者がなく、訪問対象者を限定しなければならなかった。</p> <table border="1" data-bbox="347 826 1334 1637"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ストラクチャー</td> <td>医師会及び医療機関との連携、協力体制の構築</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>必要な人員・事業予算の確保</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市町村への委託、連携、協力体制の構築</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プロセス</td> <td>データの抽出実施</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アウトプット</td> <td>実施市町村数</td> <td>対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通知送付数</td> <td>対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>訪問人数</td> <td>対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アウトカム</td> <td>適正受診につながった被保険者の割合（訪問後の行動変容率）</td> <td>変容率：80%以上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>改善による効果額</td> <td>実数</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	評価区分	評価指標	目標	評価	ストラクチャー	医師会及び医療機関との連携、協力体制の構築	実施	○	必要な人員・事業予算の確保	実施	○	市町村への委託、連携、協力体制の構築	実施	○	プロセス	データの抽出実施	実施	○	アウトプット	実施市町村数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○	通知送付数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○	訪問人数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○	アウトカム	適正受診につながった被保険者の割合（訪問後の行動変容率）	変容率：80%以上	○	改善による効果額	実数	○
評価区分	評価指標	目標	評価																																	
ストラクチャー	医師会及び医療機関との連携、協力体制の構築	実施	○																																	
	必要な人員・事業予算の確保	実施	○																																	
	市町村への委託、連携、協力体制の構築	実施	○																																	
プロセス	データの抽出実施	実施	○																																	
アウトプット	実施市町村数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○																																	
	通知送付数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○																																	
	訪問人数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○																																	
アウトカム	適正受診につながった被保険者の割合（訪問後の行動変容率）	変容率：80%以上	○																																	
	改善による効果額	実数	○																																	
<p>今後の課題</p>	<p>訪問率の向上</p> <p>幅広い地域への訪問が可能となるよう、民間業者以外に市町村への業務委託を増やすなど、体制の構築を重点的に検討する必要がある。</p>																																			

## 6 高齢者の低栄養防止・重症化予防等事業（1）

目的	歯科口腔健診等の情報による低栄養防止
対象者	<p>平成 30 年度事業実施市町村である松江市において、市が定めた下記抽出基準に該当する被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出基準：後期高齢者歯科口腔健診において以下の条件に該当し、歯科医師からの参加同意が得られたもの</li> <li>・6～9 月受診者のうち、BMI20 未満の者又は BMI に限らず歯科医師が必要と判断した者。</li> </ul> <p>・対象者数：31 人</p>
実施方法及び体制	<p>島根県後期高齢者医療保健事業補助金交付要綱に基づき、市町村が実施している高齢者の低栄養防止・重症化予防事業に対し、情報提供、事業費の補助等の支援を行う。</p> <p>※支援を行う市町村は、下記の基準を全て満たすこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象者の抽出基準が明確であること</li> <li>(2) かかりつけ医との連携した取組であること</li> <li>(3) 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること</li> <li>(4) 事業の評価を実施すること</li> </ol>
実施期間	事業実施市町村が設定した期間
実施場所	事業実施市町村が設定した場所
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施市町村が、上記基準(1)～(4)を踏まえた事業実施計画書を作成、提出 4 月～5 月</li> <li>・事業実施計画書に基づき、各市町村において、高齢者の低栄養防止・重症化予防事業の実施 4 月～3 月</li> <li>・事業終了後、各市町村において事業実施報告書を作成し、事業評価等を実施 3 月</li> <li>・事業実施報告に基づき、各市町村へ補助金を交付 3 月</li> </ul>
実施状況	<p>事業実施市町村数：1 市（松江市）</p> <p><b>【事業詳細】</b></p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者歯科口腔健診から対象者を選定：6 月～9 月 BMI20 以下：22 人、歯科医師の判断によるもの 9 人、合計 31 人を選定。</li> <li>・対象者決定、アセスメント：8 月～9 月 訪問指導を開始する前の時点で 3 人の事業参加辞退あり。</li> <li>・研修会：8 月 8 月 23 日、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科教授、田中和美氏を招き、本事業の先進自治体の事例や成果などを学び本事業に携わるスタッフや関係機関の知識・技術を高めるため開催。</li> <li>・訪問指導開始：H30. 9 月～H31. 3 月 1 人につき 3 回（概ね 3 カ月に 1 回、計 3 回） 初回訪問は 28 人実施、2 回目・3 回目訪問時に辞退者 3 人あり。25 人について 3 回の訪問指導が成立。</li> <li>・検討会（評価方法及び栄養指導実施内容等を検討）：7 月、11 月、3 月 1 回目：7 月 26 日、2 回目 11 月 19 日、3 回目：3 月 27 日開催</li> </ul> <p>◎歯科医院から紹介のあった対象者 25 人（31 人中 6 人がキャンセル）に対して専門職による訪問相談・栄養指導を実施し、今回の対象者の特徴として、80%（25 人中 20 人）の者が壮年期からの痩せあるいはガン等により体重減少に至っていることがわかったが、高齢者が低栄養に陥る背景や要因の検証までには至らなかった。</p> <p>◎訪問栄養指導により、対象者の食に関する意識や知識の向上に伴い心身機能の改善が認められた。（目標達成 92%（25 人中 23 人））</p>

	<p>◎低栄養状態の改善・評価指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個々に設定した目標体重を達成した者」の割合については、92%（25人中23人）であった。</li> <li>内訳としては、目標を「体重維持」とした者が94%（18人中17人）、「体重増加」にした者が83%（6人中5人）、「体重減少」とした者が100%（1人）であった。</li> <li>・「食事からの摂取エネルギー量の改善」については、初回訪問時に摂取エネルギー量を確認した13人について3回目の摂取エネルギー量と比較した結果、改善ないし維持した者の割合は、92%（13人中12人）であった。</li> <li>・「食事の栄養バランス改善」については、不足している食材を補うことにより栄養バランスの改善が認められた者の割合は、84%（25人中21人）であった。</li> </ul>																													
評価・考察	<p>平成30年度から初めて事業実施した松江市において、市が設定した事業目標は一部達成</p> <table border="1" data-bbox="347 674 1337 1263"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ストラクチャー</td> <td>市町村との連携体制の構築、情報の提供</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>必要な事業予算の確保</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プロセス</td> <td>実施市町村の意向及び実施内容調査</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>補助金による実施支援</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アウトプット</td> <td>実施市町村数</td> <td>対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実施者数</td> <td>対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトカム</td> <td>実施市町村のうち設定目標を達成した市町村の割合</td> <td>50%以上 ※前年度の実績内容に応じて見直し</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	評価区分	評価指標	目標	評価	ストラクチャー	市町村との連携体制の構築、情報の提供	実施	○	必要な事業予算の確保	実施	○	プロセス	実施市町村の意向及び実施内容調査	実施	○	補助金による実施支援	実施	○	アウトプット	実施市町村数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○	実施者数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○	アウトカム	実施市町村のうち設定目標を達成した市町村の割合	50%以上 ※前年度の実績内容に応じて見直し	○
評価区分	評価指標	目標	評価																											
ストラクチャー	市町村との連携体制の構築、情報の提供	実施	○																											
	必要な事業予算の確保	実施	○																											
プロセス	実施市町村の意向及び実施内容調査	実施	○																											
	補助金による実施支援	実施	○																											
アウトプット	実施市町村数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○																											
	実施者数	対前年度増（一体的実施による市町村実施数を含む）	○																											
アウトカム	実施市町村のうち設定目標を達成した市町村の割合	50%以上 ※前年度の実績内容に応じて見直し	○																											
今後の課題	<p>実施市町村の増加</p> <p>市町村の事業実施に向けて、広域連合から有益な情報の提供等、連携・協力体制の構築を検討する必要がある。</p>																													

## 7 後発医薬品差額通知事業（後発医薬品の利用促進）

目的	後発医薬品の利用促進のための普及・啓発																						
対象者	5月診療分の医科・調剤レセプトを基に、後発医薬品に切り替えた場合の軽減額が高い者（レセプト件数の上位5%） ※ただし軽減額が100円未満のものを除く。																						
実施方法及び体制	国保連合会への委託により実施																						
実施期間	5月～9月																						
実施場所	—																						
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減額の大きいレセプト対象者（上位約5%）データの取り込み 5月</li> <li>・通知除外データ取込</li> <li>・対象者に対しユニバーサルデザインの差額通知を発送 9月</li> </ul>																						
実施状況	<p>○送付通数 16,340件（平成30年9月28日送付） 対象薬剤：慢性疾患等への効果を持つ医薬品 （ただし、悪性新生物、精神疾患等を除く）</p> <p>使用割合（普及率） 79.2%（10月診療分：国保連合会資料） 79.9%（3月診療分：厚労省資料）</p> <p>【参考】 前年度使用割合（普及率） 73.5%（10月診療分：国保連合会資料） 75.9%（3月診療分：厚労省資料）</p>																						
評価・考察	<p>2020年9月時点の目標値であるジェネリックの使用割合80%には及ばなかった。 しかし、送付対象者は毎年すべて同じ人とは限らないが、ジェネリック使用割合が年々上がってきていることから、通知やリーフレット等による周知の効果ができていると考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストラクチャー</td> <td>国保連合会との連携体制の構築</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プロセス</td> <td>データの抽出実施</td> <td>実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトプット</td> <td>通知送付数</td> <td>実数</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アウトカム</td> <td>ジェネリックの使用割合（普及率） ※委託業者抽出資料、及び厚労省抽出資料により評価</td> <td>使用割合：80%以上</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>			評価区分	評価指標	目標	評価	ストラクチャー	国保連合会との連携体制の構築	実施	○	プロセス	データの抽出実施	実施	○	アウトプット	通知送付数	実数	○	アウトカム	ジェネリックの使用割合（普及率） ※委託業者抽出資料、及び厚労省抽出資料により評価	使用割合：80%以上	×
評価区分	評価指標	目標	評価																				
ストラクチャー	国保連合会との連携体制の構築	実施	○																				
プロセス	データの抽出実施	実施	○																				
アウトプット	通知送付数	実数	○																				
アウトカム	ジェネリックの使用割合（普及率） ※委託業者抽出資料、及び厚労省抽出資料により評価	使用割合：80%以上	×																				
今後の課題	<p>効率的な周知方法の検討</p> <p>差額通知は一部の人にも送られるため、2020年度の目標値である使用割合80%の達成に向けて、市町村窓口や薬局における周知活動の依頼等、通知以外の幅広い周知方法の検討が必要となる。</p>																						